

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議員の皆様に申し上げます。

本定例会に上程されている議案採決につきましては、電子採決システムにより行います。よろしくお願いいたします。

○

日程第1 報告第10号 「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第10号「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 報告第10号「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告について御説明申し上げます。

大槌町地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条に基づき、町の防災計画の修正を図るもので、本年6月19日に開催しました大槌町防災会議において審議を行い、御了承いただいたものとなります。

本年の大槌町地域防災計画の修正点は岩手県地域防災計画に合わせた修正と本町の現状を踏まえた修正の大きく2つに分類されます。

岩手県地域防災計画に合わせた修正ですが、国が修正した防災基本計画を踏まえ、岩手県が本年3月に地域防災計画の修正を実施しており、それに合わせて当町の計画を修正したものになります。

修正内容につきましては、1点目に、災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みについて。

2点目に、災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化について。

3点目に、気象予報、警報の伝達、長周期地震動階級に係る情報伝達について。

4点目に、北海道・三陸沖後発地震注意情報について加筆いたしました。

現状を踏まえた修正としましては、1点目に、町の組織再編に伴う災害対策本部組織編成表の修正。

2点目に、地震振動観測地点の修正。

3点目に、遺体収容所の変更に係る修正。

4点目に、指定緊急避難場所の変更及び追加に係る修正。指定避難場所の追加及び廃止に係る修正のほか、別途避難所の指定に係る修正をいたしました。

なお、防災会議委員に対しては、会議開催前に、修正案をお示しし、様々な御意見をいただいた上で計画に反映させていただきました。

以上、大槌町地域防災計画の修正について報告を終了いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第10号を終わります。

○

日程第2 報告第11号 「大槌町国民保護計画」の変更に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第11号「大槌町国民保護計画」の変更に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 報告第11号「大槌町国民保護計画」の変更に係る報告について説明申し上げます。

大槌町国民保護計画につきましては、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第39条に基づき、町の国民保護協議会に変更内容を諮るもので、本年6月19日に開催いたしました大槌町国民保護協議会において審議を行い、御了承いただいたものとなります。

本年の大槌町国民保護計画の変更点は、岩手県国民保護計画に合わせた変更と本町の現状を踏まえた変更に加え、その他所要の変更の大きく3つに分類されます。

1つ目の、岩手県国民保護計画に合わせた変更ですが、国が変更した国民の保護に関する基本方針を踏まえ、岩手県が本年2月に国民保護計画の変更を実施しており、それに合わせて当町の計画を変更したのになります。

変更内容につきましては、国民の保護に関する基本指針の避難施設の指定の箇所に、避難施設の収容人数を把握し、地域的に偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することについて加え、この訓練の箇所に、様々な情報伝達手段を用いた訓練をNBC攻撃等を想定した訓練内容の例示について加筆したほか、岩手県の組織改編に伴う事務分掌の変更をいたしました。

2つ目の現状を踏まえた修正といたしましては、町の組織改編に伴う町の対策本部再編表及び事務分掌の変更をいたしました。

3つ目のその他の所要の修正につきましては、薬事法の名称が医薬品医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律に変わったことから変更いたしました。

なお、国民保護協議会委員に対しては、会議開催前に変更案をお示しし、御意見をいただいた上で計画に反映させていただきました。

以上、大槌町国民保護計画の変更について報告を終了いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第11号を終わります。

○

日程第3 報告第12号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第12号健全化判断比率の状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） それでは、内容について御説明いたします。

別紙、令和5年度健全化判断比率の状況をお開きください。

左上段を御覧ください。実質赤字比率、該当ありません。連結実質赤字比率、該当ありません。実質公債費比率10.1%。将来負担比率、該当ありません。資金不足比率、該当ありません。一般会計、特別会計は赤字決算ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当ありません。公債費の償還に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、普通交付税の増額及び繰上償還の実施等により対前年比2.4ポイント減の10.1%となっております。将来負担比率については基金積立金を充当することで該当なしとなります。公営企業に係る資金不足比率についても赤字決算の会計ではありませんので、該当なしとなります。

以上のとおり、健全化判断比率についてはいずれも基準を上回るようなものではなく、問題ないものであります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○5番（白澤良一君） 健全化比率のこの状況について確認させてください。

この比率というのは令和3年度から令和5年度の3年間の平均として理解してよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり3年間の平均であります。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○5番（臼澤良一君） ありがとうございます。

さっき課長が償還金の返還とかということで努力した結果、令和元年度からずっと下がっていますが、それ以外に下がってきた要因というのは何が、どういうことに努力してこのような結果になったのか、その辺も含めてよろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

主な要因については、内容説明で申し上げたとおり一般財源の普通交付税の増額及び繰上償還を実施したことにより償還額が減ったという内容で比率が下がっているという内容であります。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○5番（臼澤良一君） ありがとうございます。

岩手県内の33市町村の比率明細を見ていたんですが、大槌町の財政というのは、現在は公債費負担は、かなり重いようなことで理解しています。でも、近い将来はこの負担が軽い状況になるのではないかと、そういうことを期待しています。ですから、健全化のためになお一層の努力をしてほしいと願って、それを要望します。よろしく。

以上です。

○議長（小松則明君） 要望ということで、質疑を終結いたします。

以上で報告第12号を終わります。

傍聴者の方に申し上げます。

帽子はお取りください。御苦労さまです。

○

日程第4 議案第75号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第75号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際、討論を終結し、採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○

日程第5 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第76号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

第1条から第4条において、各条例について改正前、懲役、禁固等記述があるものを改正後は、拘禁刑に改めるものであります。

第1条は、大槌町個人情報保護法施行条例の一部改正。第2条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。第3条は、準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正。第4条は、大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正であります。

附則、第1条、この条例は、令和7年6月1日から施行する。第2条は、罰則の適用等に関する経過措置。第3条は、人の資格に関する経過措置。第4条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置であります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第77号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第77号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（金野 匠君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表をお開き願います。

1 ページ中段までの第35条の7については、公益信託に係る寄附金税額控除について、さきの通常国会において公益信託に関する法律を全部改正し、新たな公益信託制度が設けられることを前提に、所得税法が一部改正されたことに伴い、文言及び引用条項を整理するものであります。

1 ページ中段から2 ページ中段までの附則第4条の2については、公益信託制度の見直しにより地方税法にも所要の規定整備が行われ、それに伴い条例の改正案として示される条例準則の規定見直しにより、条文が削除されたことから、町税条例の条文も削除するものであります。

2 ページ中段の附則については、第1条は施行期日。第2条は経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第78号 国民健康保険法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第78号国民健康保険法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） 次ページの新旧対照表をお開き願います。

国民健康保険法の改正により、表の上段、第1条では、大槌町子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例を、表の下段第2条では、大槌町国民健康保険条例を、2ページの表中、第3条では、大槌町健やか子育て医療給付条例に係る条文中の保険証に係る記述を削除し、または必要に応じて条項ずれを整えるものであります。

附則といたしまして、施行期日は令和6年12月2日としております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君） 現行の保険証が変わるということで、ただ、現行の保険証も有効期間がまだあるわけです。それで、この条例は令和6年12月2日から施行するということとなりますけれども、現行の保険証はまだ大丈夫使えるということで、あとはこういうことに関しては地域の実情に合わせた自治体においていろいろ運用可能という含みを感じますが、その辺よろしくお答え願います。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今回の条例の改正につきましては、保険証という用語を削除するものであり、実際の医療給付の際においては、これまでどおりの保険証、あるいは資格確認証とマイナ保険証交付者においては、資格情報のお知らせ等の通知をもって医療機関受診が可能ということとなっておりますので、これの改正の後においても、医療機関受診に関しては変わらずに受けることができるということでございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第78号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第79号 大槌町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第79号大槌町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

具体的には、第2条の所掌事務について、法第77条第1項から法第72条第1項へ引用先を改正するものであります。

附則については、公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第9 議案第80号 大槌町まち・人づくり奨学金貸与条例を廃止する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第80号大槌町まち・人づくり奨学金貸与条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長(吉田 智君) それでは、内容について御説明いたします。

次ページを御覧ください。

大槌町まち・人づくり奨学金貸与条例は廃止する。

附則では、施行期日、経過措置について定めております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第81号 大槌町奨学資金貸付基金条例の全部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第10、議案第81号大槌町奨学資金貸付基金条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長(吉田 智君) それでは、内容について御説明いたします。

次ページを御覧願います。

第1条から第4条については、大槌町奨学資金貸付基金に関し必要な事項を定めております。第5条から第9条は、奨学金及び一時金の貸付け。第10条、第11条は、奨学生選考委員会及び奨学生の決定。第12条は、貸付けの中止。第13条から第15条は、奨学金及び一時金の償還。第16条は、委任について定めております。附則では、施行期日及び経過措置について定めております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願い

いたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○

日程第 1 1 議案第 8 2 号 「岩手県後期高齢者医療広域連合規約」の一部変更の協議
議に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第82号「岩手県後期高齢者医療広域連合規約」の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） 内容について説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

表中、上段別表第 1 では、国民健康保険法の改正により保険証が廃止されることに伴う条文の改正であり、別表第 2 では、市町村負担金の算定に係る基準日の見直しを行うものであります。

附則として、施行期日は令和 6 年12月 2 日としております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君） 先ほど御答弁いただいたことで、私自身は納得していると思いますが、すけれども、ちょっとまだ理解できない方もいるような気がしたので、一応もう一度お尋ねいたします。

当然、施行日が令和 6 年12月 2 日からですけれども、現行はまだある。こういうことは地方自治体の自治のその町に合わせた行政において柔軟に判断できるということで、先ほど申したように使えますということが出ましたので、それできの条文には賛成したわけです。今後も町民のいろいろな状況に判断しながら行政を運営していくという答弁に聞こえましたが、その辺、もう一度、それでよろしいかどうか確認いたしておきます。

○議長（小松則明君） 後期高齢の部分に対して……

○10番（阿部俊作君） 保険証のことです。ここに書いてある施行日ですか。

○議長（小松則明君） 後期高齢者医療の広域連合規約の一部変更についてということを議題にしております。ほかの質問に対しては受け付けませんということで。阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君） この中に書いてある保険証の字句が変わるということになりますけれどもということで、ただ、現実にはまだ保険証の有効期間がある部分がありますよってということですよね。それは皆さん御存じだと思いますけれども、ですから、地域に合わせた実情に、地方自治法の趣旨において地域に合わせた柔軟な運用ができるののではないかという部分で質問したならば、そのようにお答えいたしましたので、それでもう一度確認のためにということで質問したんですが。ということで。

○議長（小松則明君） それについて町民課長、再度お願いいたします。

○町民課長（小笠原純一君） すみません、先ほどの答弁の中で説明が不十分なところがあるかと思います。保険証そのものに関しては、国の施策でありますので、市町村単位での柔軟な対応というのは実際できません。

ただ、私のほうでの説明の中の意図としましては、医療機関を受診する際に、従来の保険証であるとか、あと今回切替えを進めているマイナ保険証、マイナ保険証を必要とされない代わりに、あるいは求めない場合には、保険証の代わりに資格確認証というのが交付されるというものでございますので、必ずしも保険証にとらわれずにほかの保険者の証明という諸証明っていうのを確認することができるという意味で説明をさせていただいたところであります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君） それでよろしいかと思います。

つまり保険証をまだ使える状況にあって、読替えできるっていう部分、そして資格証明書、資格確認証という名前の中にも、現行の保険証の部類もあるというふうな判断でよろしいのかという部分をちょっと確認しました。現行の中でね、7月まで有効期限があるわけですから、であれば、もし、それが駄目というのであれば、もう12月から保険証は使えないっていうことになりますので、それで、その辺の言葉の解釈部分で確認したわけです。

○議長（小松則明君） それは今質問ですか。

○10番（阿部俊作君） 確認です。確認しました。

○議長（小松則明君） 確認しましたと。

○10番（阿部俊作君） それでよければ答弁はいいです。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） 阿部俊作議員と同じような質問になるわけですが、マイナカード

の後期高齢者の取得率というところと後期高齢者の方々は病院等にかかる場合も我々より多いと思うんですが、マイナカードを取得していない方については、資格確認証があれば、今までどおり病院に受診できるということが一番心配になるんですが、その分をやはり詳しい答弁で、高齢者の方々に安心感を与えてほしいと思うんですが、再度お尋ねします。

○議長（小松則明君） 町民課長、イエスノーで、そうですよということをお願いいたします。町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） ただいまの質問もありましたとおり、まずそのとおりでございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。今のそのとおりですという回答でよろしいでしょうか。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第83号 「大槌町過疎地域持続的発展計画」の変更について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第83号「大槌町過疎地域持続的発展計画」の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） それでは、内容について御説明いたします。

本年3月の定例議会で議決された当初予算の中の（仮称）みんなの広場整備事業の実施に伴い、財源として過疎対策事業債を充当するため大槌町過疎地域持続的発展計画を変更するものであります。

次ページの新旧対照表を御覧願います。

今回変更する項目につきましては、教育の振興（2）その対策、（イ）集会施設の説明に「（仮称）みんなの広場の整備を定義づける町民のライフステージに応じ生涯学習や健康増進の場として多世代が交流できる施設を整備する」を追記するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第84号 令和6年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第84号令和6年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 本定例会より、予算決算の内容説明においては、款での説明をいたします。

それでは、内容について説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

1 款町税、補正額1,386万1,000円の減は、定額減税に伴う個人町民税の減であります。

9 款地方特例交付金、補正額3,957万4,000円の増は、定額減税に伴う減収補填特例交付金であります。

10 款地方交付税、補正額6,358万4,000円の増は、令和6年度普通交付税の額の決定によるものであります。

14 款国庫支出金、補正額355万1,000円の増は、地方教育行政における連携促進事業委託金等であります。

15 款県支出金、補正額253万6,000円の増は、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金、不登校等対策推進事業費補助金等であります。

16 款財産収入、補正額5,815万円の増は、防集団地土地売却収入、町営住宅売却収入

等であります。

17款寄附金、補正額13万3,000円の増は、教育振興寄附金であります。

18款繰入金、補正額3,615万1,000円の増は、介護保険特別会計繰入金であります。

19款繰越金、補正額6,921万円の増は、前年度繰越金であります。

20款諸収入、補正額2,171万4,000円の増は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金等であります。

2ページをお願いいたします。

21款町債、補正額317万1,000円の増は、一般単独災害復旧事業債の増、臨時財政対策債は、発行可能額の確定により減としております。

3ページをお願いいたします。

歳出。

1 款議会費、補正額8万9,000円の増は、職員人件費であります。

2 款総務費、補正額1,215万1,000円の増は、役場車庫等整備事業費を計上し、その他職員人件費の減等であります。

3 款民生費、補正額5,750万4,000円の増は、令和5年度実績確定に伴う国庫及び県補助金返還金等の増であります。

4 款衛生費、補正額8,309万1,000円の増は、新型コロナワクチン接種に伴う定期個別予防接種B類委託料及び令和5年度実績額確定に伴う国庫及び県補助金返還金等の増であります。

6 款農林水産業費、補正額2,105万2,000円の増は、鳥獣生息環境管理業務委託料等であります。

7 款商工費、補正額1,524万1,000円の増は、キャッシュレス決済推進事業費等であります。

8 款土木費、補正額6,164万7,000円の増は、防集団地土地売払いに伴う国庫返還金、町営住宅売払いに伴う基金積立金等であります。

9 款消防費、補正額181万7,000円の増は、避難所用備品及び備蓄品購入費等であります。

4ページをお願いいたします。

10款教育費、補正額1,592万1,000円の増は、職員人件費、地方教育行政における連携促進事業費、相撲場土俵等改修費等であります。

11款災害復旧費、補正額1,540万円の増は、赤浜地区海水取水架台復旧工事であります。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため、省略いたします。

一般単独災害復旧事業、1,540万円。

6ページをお願いいたします。

変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため、省略いたします。

臨時財政対策債、2,240万円、1,017万1,000円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,391万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億7,487万2,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

第2表地方債補正、追加。

6ページに移ります。変更。

9ページ、歳入。

1款町税1項町民税。進行いたします。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金。

10款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

2項国庫補助金。進行いたします。

3項委託金。進行いたします。

10ページに移ります。

15款県支出金1項県負担金。進行いたします。

2項県補助金。

3項委託金。菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 商工費委託金、自然公園保護管理員委託金のところで伺います。

これ当町の海沿いは、言うまでもなく三陸復興国立公園に指定されておりますが、この管理員の委託金というのは、これは景観維持管理に関する委託金という認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志君） 議員の質問にお答えいたします。

こちらは国の環境省から県の環境自然保護課から大槌町のほうに委託金として来ておるものでございます。

内容につきましては、高山植物や岩石等の採集等の違反行為を行わないこと、あと標識その他の公園施設の破損がないかどうか、あと、自然環境の維持と美化が整っているかどうかということのパトロールの経費になります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） パトロール、道路パトロールということなんですけれども、これは民間の方が、民間に委託するということなのか、それとも、それをまず1点伺います。

いずれにしても道路パトロールの結果が町に伝えられて、その後、県のほうに報告ということになると思うんですけれども、これまで、何度も議会で取上げられている内容なんですけれども、パトロールしているならば、なおさら景観の邪魔になる雑木の伐採であるとかを県のほうに強く進言するべきというふうに思うんですね。これはパトロールの内容として伝わってきているのでしょうか。

あと、もう1点、この委託金が今このタイミングで補正に上がるというこの何かしらこの緊急的な措置という意味合いでこれは補正に上がっているんでしょうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志君） まず、議員の質問にお答えいたします。

まず、この予算措置された今回の分に関しましては、大変申し訳ございません、これは当初予算の漏れでございます。

委託をしている方は民間になります。民間の方1人になります。

そしてその景観についてでございますが、あくまでも自然環境、自然環境部、自然保護課から来ている内容でございますので、観光としての景観に対してのものではなくて、あくまでも自然の美化ということでのパトロールということになっております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 自然の美化イコール、それは景観につながると思うんですが、パトロールの中で、そういった内容がもし伝えられているのであれば、それはもちろん対処は今後していかなければならないと強く申し述べたいと思います。

当初予算の計上漏れということなんですけれども、今後、こういうことのないように対応していただきたい。

以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

16款財産収入1項財産運用収入。進行いたします。

2項財産売払収入。進行いたします。

17款寄附金1項寄附金。進行いたします。

18款繰入金1項特別会計繰入金。進行いたします。

2項基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金1項繰越金。進行いたします。

2項基金繰入金。

12ページに移ります。

19款繰越金1項繰越金。進行いたします。

20款諸収入4項雑入。進行いたします。

21款町債1項町債。歳入を終わります。

歳出に移ります。

1款議会費1項議会費。進行いたします。

2款総務費1項総務管理費。14ページ上段まで。中段まで。佐々木大作君。

○1番（佐々木大作君） 1款総務管理費の財産管理費の部分で……（「もう少し大きな声で」の声あり）役場の車庫等整備工事のところですね。こちら3,520万円ということになっているんですけれども、この工事内容であったり仕様の部分を教えてください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、役場車庫等整備であります。既存のプレハブタイプの車庫、4連棟のものを倉庫と連動して整備いたします。

そのほか、多目的会議室から中段までの砂利の部分、その辺を舗装いたします。面積

については、約1,200平米ぐらいの内容であります。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○5番（白澤良一君） 14交通安全対策費の中のカーブミラーの設置工事に関連してお伺いします。

この80万2,000円というのは、何か所に設置する計画なんでしょうか。

そしてまた、設置するに当たって、どのような基準があるのか、その辺を含めてお願いします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） お答えします。

数は2か所でございます。

設置基準に関しましては道路管理者及び警察、公安の方と現場を確認をし、必要性について判断をしておるものでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○5番（白澤良一君） 道路管理者、関係者との協議の基に設置するということですが、実は、私は4年ほど前から白澤地区の町道のY字路があって、そこにカーブミラーの設置を要望してまいりました。これ、私だけじゃなく先輩議員の方々もかなり努力した経過があると聞いています。地元の方も何度か接触事故を起こして、やっぱりこのカーブミラーとか、道路標識の設置が必要だということを相談を受けて、現場の写真なんかもそろえて、役場のほうに相談した経過があります。もちろん最近では、宅地も建ち並んでおり、もう早期の設置を待ち望んでいるのが現実ですので、ぜひ実現してほしいと思っています。これを要望として、プロの方も、あそこでもう接触事故を起こしたという、そういうことがありますので、大事故に至る前の転ばぬ先の杖といいますか、そういうところで、ぜひ御検討いただければありがたいです。コメントがあればお願いします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） 本件、白澤地区のY字路の部分に関しては、以前の議会の中でも設置に関してのお話はいただいております。その際の答弁の中でも、そのY字路に関しましては、道路の幅員がそれぞれ異なりますので当然、主たる道路と副になる道路がもう明確であるということと、現場を確認した際には、やはり壁等の障壁があって視界が不良ということではなく、十分に見渡しが可能だということの中で、カーブミラーの設置の必要性はかなり低いところから、交通安全の啓蒙であるとか、あとそ

ういった注意啓発の標識等の設置で構わないんじゃないかというふうな判断になっており現在庁内において、その設置に向けた形で調整を進めているところであります。

○議長（小松則明君） 菊地忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 同じところで伺います。

今、今回設置工事1件というふうにおっしゃってございましたけれども、これ今回の場合は、この場所はどこになるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） すみません、先ほどちょっと滑舌が悪くて申し訳ございません。2か所でございます。

今回の設置箇所に関しましては、赤浜三丁目の角の部分がちょっと破損があるということで、それは緊急性が高いということで交換、あとは一丁目の丁字路の部分を新設という予定になってございます。

○議長（小松則明君） 菊地忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 了解です。

新設に関しては、地域の要望であったり、住民の要望などで設置するものですが、例え、修繕であるとか、この撤去に関しての調査というのは、今課長がおっしゃっていましたが、例え、役場の方々が、担当職員が調査に行って、現地を見て、判断すると、ただ、その判断とまた住民の方々の意見の相違というのは当然あると思うんです。役場はここには要らないだろうとか、あとは撤去に関しても役場側の判断とまた地域住民の判断というのは相違が多分にあると思うんですが、その辺の御見解というのはどうでしょう。もっと地域住民のお話を聞いたほうがいいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） 現在、昨年から引き続きまして町内のカーブミラーの設置箇所、あとそれに伴います所有者、設置者が誰であるかという部分、あとは基礎、支柱、そしてカーブミラー本体、本体というかミラーですけれども、その3点に関しての評価を今行って、地図上にプロットしている状態です。

近くに住居等あって、町内の地域にそういった自治会町内会等の地域住民の団体とか、組織がある場合にはその設置の改廃に関しては、お話し、相談をさせていただくところでありますし、あるいは道路、住宅以外の道路においては、道路管理者等との

協議の中で進めていきたいと思いますが、今、臼澤議員、あるいは菊池議員の指摘がありましたとおり、地域の方々との話し合いというのをさらに密にした形で設置の可否等も含めて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 佐々木大作議員。

○1番（佐々木大作君） すみません、先ほどの財産管理費のほうにまた再度質問を行って問題ないでしょうか。財産管理費の先ほどのところの再度質問で問題ないでしょうか。

○議長（小松則明君） 何回目、2回、大丈夫です。あと1回あるから。

○1番（佐々木大作君） すみません、ありがとうございます。

先ほど財政課長のほうから話ありましたように、プレハブ4連の舗装が1,200平米ということでお答えいただいたんですけども、この内容、プレハブ4連の金額の内訳と、あとその舗装にかかる金額の内訳っていうのがあれば教えてください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

発注前であるので詳細は申し上げられませんが今、本当の概算のものである程度の幅で申し上げます。

建築に係るプレハブの設置については約1,200万円程度、あと外構舗装については約1,600万円程度、あと電気工事、給水工事等で約400万円程度の概算設計となっております。

○議長（小松則明君） 佐々木大作君。

○1番（佐々木大作君） ありがとうございます。

この工事に関しましては、以前に全員協議会のほうでも御説明のほうをいただいたかなと思うんですけども、実際、図面とかがもしあれば、後ほど提示いただければありがたいかなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、発注の縦覧前になりますので、その辺は控えたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君） ちょっと確認です。

舗装工事等々については通常の乗用車程度の舗装工事等を私は思っていましたけれども、そこを通行、あるいは置く車両、重機、いろいろなことを考えると、舗装の厚さ、

下からの基盤からの舗装までとかそう部分も様々あるわけなんですけれども、普通見て乗用車程度の車がいっぱいあるので、その程度の舗装工事になるのかなと私は思っていましたんですけれども、その辺。

○議長（小松則明君） 阿部議員、聞こえにくいんで、しゃべる時だけでも外してもらえますか。

○10番（阿部俊作君） 分かりました。すみません。

そういうことで、舗装の厚さ等はここでは申し上げられないでしょうか。つまりあんまり深くなると、下の文化財という部分にも影響あるので、その辺の確認です。

○議長（小松則明君） 掘削深さということです。

○10番（阿部俊作君） 影響なければいいです。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 今回は駐車場のほうの舗装工事ということになりますので、通常の車道の工事とはまた異なってきます。車道ですね。車道と違って路盤厚が2層ではなく1層になりますし、舗装厚のほうも駐車場ということなので薄くなります。基本的に駐車場の舗装というのは、表層3センチの路盤が10センチということになりますけれども、今回は、面積も面積ですので、舗装3センチでは薄かろうということで5センチを想定しているということになっております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項町税費。進行いたします。

3項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4項選挙費。進行いたします。

7項地方創生費。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費、16ページ上段まで。東梅 守君。

○9番（東梅 守君） 民生費のところの障害者福祉費のところ、自立支援医療給付費国庫返還金等が2,045万1,000円ほどあるんですが、この返還することに至った経緯、その詳しい内容についてお願いいたします。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） お答えいたします。

こちらのほうの返還金全般そうなんですけれども、ある程度前年の実績等を踏まえながら予算措置をしているところなんですけれども、いろいろな前年度は前年度なんです

けれども、翌年度は翌年度ということで、どういったことが起きるかということもありますので、ある程度一定の幅をもって、予算、補助割れを起こさないように国、県のほうに補助申請しているんですけども、実際、その分が前年度の精算において、余剰が出たということで返還金というふうな形になってございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○9番（東梅 守君） 返還、多めに予算処置をしておいて、これは分かります。であれば、全体のここに関わる予算との比率、全体がこのぐらいで、このぐらいが返還金になりましたよというのが分かればお教えてください。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） ちょっと申し訳ございません。全体という部分はちょっと今手持ちにはないんですけども、支給認定額がその部分は9件ということで、大分ちょっと想定より低い数字でございました。

○議長（小松則明君） 今から休憩を取りますので、休憩の間に進めてください。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

○

再 開 午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

ただいま健康福祉課長が先ほどの質問に対する答弁を今試案中であり、今来ましたので、もう少しかかりますという回答がありましたので、少々お待ちください。

休 憩 午前11時10分

○

再 開 午前11時18分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

先ほどの答弁の続きを行います。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） 質問にお答えいたします。

当初予算額で言いますと大体3億5,800万円ほどでございます。それに対して、実際に使った額が3億3,700万円ということで、その中の返還金2,451万円というふうな形になっております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2 項児童福祉費。進行いたします。

17ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費。進行いたします。

2 項清掃費。18ページ上段まで。進行いたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費。芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 一般質問でも取上げたこの鳥獣の関係で1,500万円の積み増しでトータル3,000万円になると、1,500万円の当初が2か月でもう消化して、要求だと6,000万円ぐらいになるんじゃないかということで、財政の査定で1,500万円今度積み増しになったんですが、これも結局、計画がもう23か所で、粗々というか、地域への説明も終わっている現状の中、1,500万円積み増したとしても、もうすぐ消化されるんだと思うんですね。そうなったときに、例えば12月にもさらに補正していくのか、長い、今年やったから来年やらなくてもいいというわけではないので、なかなかこれも全部やるといったら新しい場所が出てきたりもすると思うんですけども、ここら辺の考え方についてお聞かせください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志君） 議員の質問にお答えいたします。

今回22か所の分については、優先度ではAのところを行っております。残り4つほど優先度Aがございますので、まず、その補正予算額で優先度Aのほうから順次やっていきたいと考えております。総合的に判断して、次年度以降も引き続き緩衝帯整備をやりながら計画を修正しながらやっていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 財政課のほうからは何かないですか。いやいや予算を決めるのは財政課のほうでしょう。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

一般質問の中でも答弁したとおりにはなりますが、まず、この事業がどの程度の面積に対して費用がかかるかというのが、まず、分からないで進んだものでありますので、6,000万円という数字も本当にそのようなものかというのは分からない部分もあります。それで、まず、この目的はあくまでも熊の出没を防ぐというのが、まず、第一にあります。そういうことから、まず、毎年度春先を重点的にやっていくのがいいのか、そして今回立木等を伐採した箇所については、来年度はその伐採はほかの地域にしていこうというようなことで、そういう優先順位がちょっとどんどん変更していくんじゃないかというものも予想されております。まず、今年度については、また、事業内容を改めて今後

改善というか、どういうふうにやっていったらいいのかというのを担当課のほうと一緒に検討していきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 私が言わんとするのは、今年度の当初は、学校施設、学校周辺、保育・子供施設、その周辺に限定しただけでもこのぐらいだったんですよ。そのほかにも熊は出ているんです。ただ、一般の人はやっぱりね、子供たちを守らねばないから、最初に優先だんだもんねっていう話で分かるんですよ。これまともにやったら6,000万円の話でない、6億円の話になっちゃう、全体を考えればね、熊の出没。効果がある、交付税算入率が高いというときに、やはり年次計画ではないけれども、できるものであればね、どんどん計画を立てて、確かに財政課長言うように当初の見込みがもう全然分からなかったの、当初この程度だったと、でも、今だんだん分かってきた、今年度が6,000万円でいいという話じゃなくて、結局、今年度は優先度のA、B、Cつけた中がそうだったっていうだけの話なので、やはり、私、思うのはこの交付税の算入率が高い間、低くなるかどうかは別にして、やはり小さな一般財源で大きな効果を生むというのが本来の査定であり、予算のからくりなんだと思うんです。住民サービスの向上、やはりこういうところにきちっと目を向けてやりながら行ってほしいなあという考えから質問しているんですよ、何かお答えあればお聞かせください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

芳賀 潤議員の今の質問に対しても、内部で再度協議して、この緩衝帯整備の今後の年次計画の在り方もちょっと検討してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2 項林業費。進行いたします。

3 項水産業費。進行いたします。

7 款商工費 1 項商工費。菊池忠彦君。

○3 番（菊池忠彦君） 商工振興費、キャッシュレス決済推進事業費補助金1,100万円、補正額の1,100万円の内訳をお知らせ願いたい。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志君） 議員の質問にお答えいたします。

こちらの1,100万円については、原資の部分、キャッシュレスの還元20%の部分とな

ります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） これ、想定外に期間内の予算を上回ったということの補正だと思うんですけども、実際、この町内外の多くの方々がキャッシュレス決済を利用して、反面、ペイペイに加入してスマートフォンを持っていなければ、このサービスは利用できなかったという、そういう全ての町民が恩恵を受けられなかったというデメリットも当然あると思うんですね。その辺の利用された方々あるいは町民の方々の意見聴取というのは、これされているのでしょうか。

もし、されたのであればどのような意見があったかお知らせ願いたい。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志君） 議員の質問にお答えいたします。

事業者の方々に、商工会を通してペイペイのアンケートを取らせていただきました。例えば売上げが増加になったかっていうことの間合せにつきましては80.5%が売上げが上った。キャンペーンによる消費促進効果はあったかというところも8割以上の事業者の方で効果があったと。例えば先ほど議員がおっしゃったとおり商品券とプレミアム、このペイペイの違い、どちらがよいかというそちらのほうも効果としてはどちらがよかったかっていうのはアンケートをした結果、ペイペイのほうは27.8%、プレミアム商品券がよかったっていうのが50%、どちらでも言えないというのが22.2%という結果が出ております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 詳しくありがとうございます。

これ小売店であつたり、やはりペイペイ自体をペイペイ決済をその事業者がしていなければ、これもまた事業者にも利益がなかったということになると思うんですけども、その辺を加味して、今50.何%、50.何がしが紙媒体のほうが、紙のほうがいいと、応援券的なものですね。ぜひ来年度もしこのような事業をするのであれば、幅広い世代が利用できるように、また、願わくば町内、全町民が利用できるようなアナログでありますけれども、紙応援券のほうが私はよろしいのかと思いますので、ぜひ一考をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君） すみません、商工費の中の観光費についてお尋ねいたします。

海岸漂着物ということで、砂浜とか、堤防の内潟、湾内、様々な場所があるわけですが、どういった場所に漂着した部分进行处理しているのか。

それからもう一つ、処分は業者がやるのか、それとも町のほうの関係でやるのか、もし差し支えなければお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志君） 議員の質問にお答えいたします。

最も主なごみについては、吉里吉里海岸と浪板海岸のごみを想定しております。今回、今津波のほうで災害のときになると、県のほうで処分を行うんですけれども、今後は12月頃まで起こった一般的な日常管理で出てきたごみについては、私たち町のほうで管理することで、こちらのほうは産業廃棄物とかの委託業者さんとかに委託をお願いし、処理することで今想定しております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

8款土木費 1項土木管理費。進行いたします。

2項道路橋梁費。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

5項住宅費。佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） この委託料の町営住宅指定管理業務委託料、これは対象になるのは住宅管理センターだと思うんですけれども、この増額の中身、理由をちょっと教えてください。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） こちら住宅センターへの管理料になりますけれども、内容としましては火災警報の更新、こちらが1件、給湯器の更新が2件、クロスの張り替えが1件、あとは次に貸し出すためのクリーニングを含む小規模修繕費は10件ということになってございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） そういった案件というのは、そういう事象が突発的に出てきたときに対応をそれぞれにおいて対応するような形を取っていますか。要するに、例えば修繕枠とか、何とか引っ越しのクロス補修対応枠とかという枠であらかじめ取っているんじゃないくて、その事象が発生した都度を補正するという形なんではないですか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 当初の契約の時点で、ある程度の見込みを立てて契約をしておりますけれども、協定を結んでおりますけれども、そこからはみ出た部分、そこについて追加で住宅センターのほうで発注しなければならない状態になったのでここで補正をかけるといった状態でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） 積立金のところで伺いますが、まず、財産売払いの関係で、歳入のほうで3,700万円ほどあって、この部分がまず、基金積立金のほうに行くという解釈でよろしいですね。まず、いいです、分かりました。

そこで、令和5年度決算を見ますと、町営住宅の基金、55億円ほどありますが、これは要するに震災後、一斉に建った住宅が同じ時期に修繕しなければいけないということで、多く基金を持っておかなければ、そのとき困るということだと思んですが、今現在55億円あって、大体このぐらいあればという目標額等があるのであれば、その部分を教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 目標額というのは設定は特段しておりませんが、住宅が売れることによって、この基金のほうがどんどん積立てができるといったことがありますし、あとは基本的には戸建ての住宅のほうの売払いということになっていきますので、1軒でも2軒でも、今回新たに3軒分の予算を今回、基金積立金として3,700万円ほど積ませていただいていると、今後も収入がある方については極力買っていただけるような形で、優先度というか、こちらのほうにお示しをして1つでも2つでも売却のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） 特段目標額は持っていないけれども、実際今55億円のお金が残っていると、それが修繕のほうにも将来使われるということなんですが、6月議会でしたか、震災後、建てられた公営住宅の部分で、修繕案件が発生したというのを記憶にあります吉里吉里の件、十数年しかたっていない中で、既にもうその修繕が発生するということは、今後におかれましても建築後30年たてば大体どうなのかなと考えていた部分がかなり早まったという見方もできると思うんですが、この部分に関してどのようにまず見ているのか、予想を立てているのかというところを伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） R Cの住宅については50年から70年の耐用年数があると、木造については20年から30年というふうになっていますけれども、今回の補正で組ませていただいた吉里吉里のほうについては、この役場庁舎のほうの改修したのと同様に、防水工事、こちらのほうをメインに行っています。たまたまですけれども、防水の保証期間というのが10年ということもあったので、それ以前であれば、この保証の中で施工はできたかもしれませんが、10年を過ぎてしまつて11年目ということもあったので、今回はその基金のほうから取り崩して修繕のほうを行うということになっています。

また、今後においてなんですけれども、例えばこの基金の中で、定住促進住宅であったりとか、そういったものももう老朽化がかなり進んでおりますので、こちらのほうの将来的な解体であったりとか、そういったことについてもこの基金を充てるといったことになってございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） 災害公営の部分だけでなく、別な部分もこの部分にまず充てるということで分かりました。

そこで、吉里吉里の案件が出まして、似たようなマンション型の公営住宅等もあると思うんですが、それを踏まえた中でじゃあ別のところはあるような、点検業務はしたかと思うんですが、その結果について伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） そのほかの集合タイプの町営住宅でございますけれども、末広町をはじめ、そちらのほうについては確認をしたところ健全であると、全然支障がなくてヘアクラックとか、そういったものも入っていない健全な状態であるということは確認しております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

9款消防費 1項消防費。進行いたします。

10款教育費 1項教育総務費。22ページ上段まで。白澤良一君。

○5番（白澤良一君） すみません、教育費の事務局費の中の報償費で、不登校支援員コーディネーター謝金が96万円計上されていますけれども、このコーディネーターの人数と、それからどういう支援内容をされているのか、その辺についてお尋ねしたいと思い

ます。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

これは不登校対策補助金から支出しているものでございますが、コーディネーター1名配置しております。OLAIのほうに配置しておりまして、不登校児童生徒であるとか、あとは16歳からのけやき共室ということで、今通信制に通っている子供たちのほうの支援に当たっております。

あと、県コーディネーターというのは、少人数のけやき共室というものをやっておりますんで、そのコーディネートもしております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○5番（臼澤良一君） ありがとうございます。

民間団体のスタッフと理解していますけれども、例えば何人ほどの子供さんたち、児童を対象にしてコーディネートされているのか、粗々の人数でも結構ですので教えていただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 定期的ということではございませんのですが、例えば不登校の児童生徒であれば、1名から3名、週に。あとは16歳からのけやき共室、これも3名から5名ぐらい、日によってちょっとゼロのときもありますけれども、そのぐらいと、あとは少人数のふるさと課のほうのコーディネートですけれども、今年度7回実施する予定になっておりました。今度、砂金のほうの学習をするということで、これも何人来るかまだ分からないんですが、6名から7名程度の生徒を見込んでおります。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○5番（臼澤良一君） その具体的な数字をお示しいただき、ありがとうございます。もう昨今、不登校とかが本当に大変なことになっていますけれども、例えば適切なアドバイスによって立ち直って、元気に学校に通っているとか、そういう活動されているということも散見されますので、ぜひこの事業でしっかりとした対応をしていただければありがたいです。

以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項小学校費。進行いたします。

3 項中学校費。進行いたします。

4 項義務教育学校費。進行いたします。

5 項社会教育費。進行いたします。

6 項保健体育費。進行いたします。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費。進行いたします。

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第 1 4 議案第 8 5 号 令和 6 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第85号令和 6 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） 説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

説明にあつては款のみで行います。

第 1 表歳入歳出補正予算。

歳入。

9 款繰越金、補正額 1 億7,455万5,000円の増は、前年度からの繰越金であります。

2 ページをお開き願います。

歳出。

9 款諸支出金、補正額 1 億7,455万5,000円の増は、前年度交付金等の精算に伴う返還金であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億7,455万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億529万2,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。

9 款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

6 ページ、歳出に入ります。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 15 議案第 86 号 令和 6 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第86号令和 6 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿社会課長。

○参事兼長寿社会課長（岡本克美君） それでは内容について御説明いたします。

予算書の 1 ページをお開き願います。

歳入。

款の補正額補正内容の順に御説明いたします。

5 款県支出金41万7,000円は、令和 5 年度事業精算に伴う過年度分の介護給付費県負担金でございます。

6 款財産収入 4 万円は、介護給付費準備基金預金利子でございます。

7 款繰入金886万1,000円は、過年度分低所得者保険料軽減補助金の追加交付に伴う一般会計繰入金でございます。

8 款繰越金6,419万2,000円は、前年度繰越金でございます。

2 ページをお開き願います。

歳出。

款の補正額、補正内容の順に御説明いたします。

6 款基金積立金2,085万7,000円は、令和5年度事業精算に伴い介護保険料等の余剰分を介護保険料給付費準備基金に積み立てるものでございます。

8 款諸支出金5,265万3,000円は、令和5年度事業精算に伴う国庫県町への返還金等でございます。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,351万円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億4,135万9,000円とするものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。一括します。進行いたします。

6 ページ。

歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第87号 令和6年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第87号令和6年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） それでは、説明いたします。

補正予算書の1 ページをお開き願います。

説明にありましては、款及び補正内容の説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

5款繰入金、補正額29万3,000円の増は、一般会計からの繰入金であります。

6款繰越金、補正額48万1,000円の増は、前年度からの繰越金であります。

2ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、補正額29万3,000円の増は、被保険者証の送付に伴う特定記録郵便の郵便料であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額42万4,000円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の前年度繰越金であります。

3款諸支出金、補正額5万7,000円の増は、前年度事務費の繰入金の確定に伴う一般会計繰出金であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,167万3,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に移ります。

5ページをお開きください。

歳入。一括します。進行いたします。

6ページ。

歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第88号 令和6年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を

定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第88号令和6年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君） それでは、内容について御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条令和6年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条令和6年度大槌町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、補正予定額324万7,000円の増、計7億2,977万7,000円。雨水処理負担金及び一般会計補助金の増額による補正となっております。

第2款漁業集落排水事業収益、補正予定額7万7,000円の増、計1億8,468万5,000円。一般会計補助金の増額であります。

支出。

第1款公共下水道事業費用、補正予定額324万7,000円の増、計7億2,977万7,000円。主にマンホールポンプ修繕費、下水道接続費補助金の増額であります。

第2款漁業集落排水事業費用、補正予定額7万7,000円の増、計1億8,468万5,000円。各施設の火災保険料の増額によるものであります。

第3条予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。収入。

第1款公共下水道事業資本的収入、補正予定額ゼロ円、計4億4,009万5,000円。一般会計補助金の減額に伴う企業債の増額及び受益者負担の負担金の増額によるものとなっております。

2ページをお開き願います。

第4条予算第6条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的、下水道事業債、公共下水道事業、補正前の限度額6,090万円を補正後は190万円増額して、限度額を6,280万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

第5条予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額6億3,861万7,000円を6億3,996万1,000円に改めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

2ページをお開きください。

4条企業債変更。進行いたします。

6ページに移ります。

令和6年度大槌町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、6ページ、7ページ全部。進行いたします。

8ページ、令和6年度大槌町下水道事業会計予定損益計算書。8ページ、9ページ全部です。進行いたします。

10ページに入ります。

令和6年度大槌町下水道事業予定貸借対照表。

資産の部。進行いたします。

11ページ、負債の部、12ページ、資本の部。

14ページ、令和6年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）説明書。

収益的収入及び支出。

収入。一括いたします。14ページ全部。進行いたします。

支出。一括いたします。15ページ全部。

16ページに入ります。

収入。資本的収入。一括いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 認定第1号 令和5年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 認定第 2 号 令和 5 年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 認定第 3 号 令和 5 年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21 認定第 4 号 令和 5 年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 22 認定第 5 号 令和 5 年度大槌町水道事業会計決算の認定について

日程第 23 認定第 6 号 令和 5 年度大槌町下水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第18、認定第 1 号令和 5 年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、認定第 6 号令和 5 年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてまで、決算 6 件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算 6 件の審査につきましては、大槌町議会委員会条例第 5 条の規定により議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、決算 6 件の審査については議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。決算特別委員会の審査が終わるまで、本会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により年長委員の臼澤良一君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午前 11 時 56 分